

盛岡地方振興局長告示第 84 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 29 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370100893	孝仁介護支援センター	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 4 月 30 日
0362190035	康済会訪問看護ステーション滝沢 指定居宅介護支援事業所	岩手郡滝沢村大字鶴飼字諸葛川 16 番地 19	平成 19 年 5 月 31 日